

平成31年1月 教育委員会会議録(要旨)【1月24日(木)】

<p>〔開会の宣告〕 遠藤教育長</p>	<p>平成31年1月定例教育委員会会議を開会する。</p>
<p>〔会議の成立〕 遠藤教育長</p>	<p>本日は、私の他5人の委員が出席しているので、この会議は成立する。 会議録署名人は、小屋松委員と西山委員とする。</p>
<p>〔公開の審議〕 遠藤教育長</p>	<p>本日の会議日程について、議第1号、2号及び7号については、「議会の議決を経るべき議案の原案の決定に関する事」に該当すること、議第3～5号については、「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する案件」に該当することから、会議規則第13条に基づき非公開の審議が適当と考えるが、議第1～5号及び7号について、非公開に賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>全員賛成により、議第1号～5号及び7号については、非公開とする。</p>
<p><b>日程第1 前回会議録承認</b></p>	
<p>遠藤教育長</p>	<p>12月28日開催の平成30年12月定例教育委員会会議録を承認することに異議があるか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
<p>遠藤教育長</p>	<p>異議なしと認め、前回の会議録を承認する。</p>
<p><b>日程第2 事務局報告</b></p>	
<p><b>(1) 事業・行事等報告について</b></p>	
<p>前回会議(H30.12.28)以降の事業・行事報告(主なもの)</p>	
<p>1月 7日(月)</p>	<p>市立小・中学校始業式 熊本市PTA協議会主催一斉あいさつ運動</p>
<p>8日(火)</p>	<p>市立幼稚園・高校・特別支援学校 始業式</p>

平成31年1月 教育委員会会議録（要旨）【1月24日（木）】

10日（木）	ベネッセ包括連携協定締結式
19日（土）	平成30年度 日本教育会熊本県支部講演会
22日（火）	平成30年度 第2回指定都市教育委員会協議会
今後の予定（主なもの）	
1月 29日（火）	第5回校長・園長代表者会
<b>日程第3議事</b>	
・議第6号 熊本市学校施設長寿命化計画の策定について	
	《内村 施設課長 提出理由説明》
遠藤教育長	では、ただいま提出の説明がありましたが、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
西山委員	<p>財政的な厳しさから、長寿命化を図るという方向性は理解できるが、かなり慎重にやらないと危ない面があるのではないかと思う。熊本大学の事例であるが、国も大学の建物を建て替える費用がなく、改築せずに改修し、できるだけ長く使おうという方向をとってきた。熊本地震の前に全ての建物で耐震改修を行ったが、そのうちの一つの築50年ぐらいの建物は、熊本地震によって崩壊寸前となってしまった。現在、取り壊して新しく建てつつあるところである。</p> <p>この例から、幾ら耐震改修をやっても、50年もたっている建物は、大きな地震が来ると崩壊の危険性が非常に高いということが理解できると思う。コンクリートの寿命は普通50年と言われており、それを80年もたせるといのは、相当リスクが高い気がする。専門的なことは詳しくわからないが、長寿命化するのか改築するのかという判断は慎重になされるべきである。</p>
内村課長	事務局としても、約50年以上経過した建物は、長寿命化よりも改築、50年未満の建物は長寿命化、というグループ分けをしたいと検討しているところである。
西山委員	通常80年もつ建物であっても、熊本地震のような地震が来たら崩壊のおそれがあるので、そのことも見越して計画を立てていただきたい。

遠藤教育長	寿命が50年の建物を80年に長寿命化しても、耐震性は維持されるということか。
内村課長	基本的に、長寿命化の計画を立てる段階で耐震性について再度検証し、改築するのか、長寿命化するのかという判断を行う。つまり、年数による判断だけではなく、建物ごとにコンクリート強度もしっかり測った上で、事業を進めていきたいと考えている。
遠藤教育長	では、全ての建物を長持ちさせるというわけではない、ということか。
内村課長	そうである。
泉委員	予防的な保全とは、具体的にはどのようなことを行うのか、詳しく教えてほしい。
内村課長	建物の屋根の防水を例に挙げると、今までは、雨漏りし始めて改修工事を行っていたが、今後は、雨漏りよりも前に、一定年数が経った時点で、屋上・壁の防水工事を行っていきたいと考えているところである。
森委員	現在、酸性雨の問題があるが、防水対策とは、コンクリートのアルカリ性を維持することで粗度を維持し、酸性雨等でコンクリートが中性化してもろくならないようにするという意味で理解していいか。
内村課長	そうである。
	〔採決〕 【原案どおり承認された】
・議第8号 熊本市指定有形文化財の指定について	
	《濱田 文化振興課長 提出理由説明》

小屋松委員	<p>有形文化財の指定を受ける効果について教えてほしい。例えば修復費等の負担を熊本市で行う、展示の仕方が変わってくる、といったことがあるのか。</p>
濱田課長	<p>まず指定を受けることについて、価値づけが明確になるということが挙げられる。これらの彫刻や工芸品が価値あるものであるということを、多くの人に対外的に示すことができる。また、程度の違いはあるが、いずれも熊本地震によって被災しており、市指定文化財となることで、修復に関し、本市の補助制度を活用することができ、合わせて熊本県の文化財の復興基金も活用することができる。</p>
森委員	<p>市指定文化財になることによって、具体的にどのぐらいの補助が受けられるのか。</p>
濱田課長	<p>上限を100万円とし、市が修復費の2分の1を補助する。また、所有者が負担する2分の1のうち、その半分について県の復興基金から補助を受けることができ、所有者は4分の1の負担で済む。</p>
小屋松委員	<p>重要な歴史上の文化財として保存していくということは理解できたが、所有者のところに置いたままということになるのか。例えば一般の方に展示するなど、目に触れる機会をつくるということはないのか。</p>
濱田課長	<p>文化財については、保存と活用の両方ともが大事な概念であり、市の文化財として指定し、復旧をした後には、多くの方に見ていただけるような活用について、所有者と協議を行っていきたいと考えている。</p>
遠藤教育長	<p>現在この3点は、一般公開されていないのか。</p>
濱田課長	<p>「木造千手観音立像」と「活人形聖観音菩薩立像」については公開されている。「木造阿弥陀如来立像」についても、今後できるだけ多くの方に見ていただき、価値を知っていただけるように、活用を考えていきたいと思う。</p>

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第9号 タブレット端末の利活用の推進に向けた機能設定について

《長尾 教育センター所長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

日程第4

・報告(1)平成30年第4回定例市議会報告について

森委員

資料12-4にある「スクールソーシャルワーカー(SSW)の確保について」で、本来10名の枠があるが、実際7名しか確保できていないために、「3年以上の経験」という資格要件を「1年以上」に緩和して確保するという対応が報告されている。しかし、人が集まらない問題の根本は、もともとスクールソーシャルワーカーの身分が不安定であることにある。市の正職員ではなく、非常勤として採用しているので、人が集まらないという現状にあると思う。

現在、教員の働き方改革もあり、先生方の今後の仕事の方向性を考えるとき、難しい家庭環境の調整は、プロであるスクールソーシャルワーカーに任せる方向とするのは明らかである。長期的視点に立ち、教育委員会がスクールソーシャルワーカーを必要な人材と位置づけて、一定数を正職員としたうえで、能力向上のために育成も図っていくという方向性を出すべきではないかと考える。

安易に、資格要件が「3年以上の経験」では集まらないから「1年以上」とするとすると、資質の面で問題がある可能性もあり、また、そのような方法では人が集まらないのではないかとこの危惧があると思う。担当課の意見があれば伺いたい。

徳永課長

スクールソーシャルワーカーについては、ここ数年、学校現場での有効性が広がり、派遣依頼の件数も年々増加し、それに

	<p>対応して人数も少しずつ増やしてきたという経緯がある。これまでは即戦力のある人材を採用するために資格要件を3年以上としていたが、ソーシャルワーカーのニーズが高まっている中、そのような人材が集まらない状況にあり、今後は育成も考えて、いい人材を確保しなければいけないと考えている。現在、スクールソーシャルワーカーを育成する課程が熊本学園大学、九州ルーテル学院大学にできており、来年度からその学生が4年生になって実習を始めるような状況にある。それらの大学との連携を図り、経験年数の浅い方々の育成も視野に入れ、資格要件を緩和しているところである。</p> <p>今年度からモデル校2校で配置型の取り組みを行っており、その効果も検証しながら、将来的には、正職員のスクールソーシャルワーカー数名がリーダーとなって、若手の育成も行う体制をとっていくことが必要だと思う。42ある中学校区におけるソーシャルワーカーの適正配置数についても、現在検討しているところであり、採用の仕方も含めて、大きな課題として検討を進めているところである。</p>
泉委員	<p>同じく、スクールソーシャルワーカーについて、そのニーズは高まっており、大事な役割であるが、教師の働き方の問題と同様に、スクールソーシャルワーカーの役割の枠組をきちんと定めなければ、きりがなくなり、燃え尽きてしまうのではないかと思う。例えば、スクールソーシャルワーカーは地域のソーシャルワーカーや児童相談所等につなげるといった橋渡しの仕事をするなどの定義付けをし、学校の先生方も、スクールソーシャルワーカーはこういう使い方をするというような共通認識を持つようにすべきだと思う。</p>
徳永課長	<p>スクールソーシャルワーカーは、主に小中学校の児童生徒を対象にしているが、就学前から各区の保健子ども課や児童相談所が関わっているケースもあり、そういった機関のワーカーとスクールソーシャルワーカーとの連携は非常に重要である。福祉部局との会議の中でも連携について検討しているところである。この数年で、スクールソーシャルワーカーのニーズは高まっており、スクールソーシャルワーカーだけで抱え込むことがないように、関係機関との連携の機会をこれからも増やしていきたいと考えている。</p>

西山委員	<p>同じく資料12-4「地域防災の取組について」、1月にまた和水町で震度6弱の地震があり、熊本地域は必ずしも地震から完全に解放されたという状況ではないように思う。今後もまた熊本地震のような地震が熊本市で起こるということを想定し、防災教育を行わなければならないと思うが、現在も熊本地震による子どもたちの心のケアが必要だという状況の中で、防災教育を行うには難しい面があると思う。</p> <p>ここでは防災副読本を活用した防災教育の推進が報告されているが、具体的にどのように活用した教育を実践されているのか現状を教えてください。例えば、モデル授業と書いてあるが、モデル授業はどの教科の中でやっているのか、それとも教科と全く別に時間を設けて実施しているのか。</p>
松島課長	<p>モデル授業は、副読本を作成した方を中心に声掛けをして授業をやってもらう形で行っている。これまでに、小学校特別活動で2本、中学校社会で1本のモデル授業を実施してもらった。これ以外に、先日は、県の防災関係事業の中で授業実践の依頼があり、本荘小学校で副読本の作成者に社会科の公開授業を実施してもらった事例がある。</p>
西山委員	<p>誰が授業を行ったのか。</p>
松島課長	<p>現場の先生である。</p>
小屋松委員	<p>資料12-11「小中学校の物品指定について」、学校によって違う物品が指定されているのか、それとも統一した物品があるのか教えてください。</p>
上村課長	<p>学校で使用する物品については、平成18年度に「学校指定物品に関する指針」を策定している。その中で、物品を指定する場合には、学校の先生、保護者及び地域の方々からなる検討委員会を立ち上げて、そこで検討していただくことにしている。但し、これについては、現在見直しを考えているところである。</p>
遠藤教育長	<p>先ほどの質問の回答としては、学校ごとにそれぞれで指定しているということか。</p>
上村課長	<p>そうである。学校ごとに検討委員会を立ち上げて、学校ごと</p>

<p>小屋松委員</p> <p>上村課長</p>	<p>に決定している。</p> <p>それでは、指定物品というのは様々にあり、学校によっては幾種類もあるということか。</p> <p>先ほど申し上げた指針では、かばん、体育服、上履き、制服及び体育服の5項目を指定物品として挙げている。それ以外の物品についても指針に基づいて指定をすることを規定している。</p>
<p>・報告(2)熊本市立平成さくら支援学校における平成31年度使用予定一般図書について</p>	<p>《西 特別支援教育室長 報告》</p>
<p>・報告(3)熊本市立高等学校における平成31年度使用予定一般図書について</p>	<p>《松島 指導課長 報告》</p>
<p>日程第5 自由討議</p>	
<p>・テーマ：学校における性的マイノリティへの配慮について</p>	
<p>遠藤教育長</p>	<p>今月は「学校における性的マイノリティへの配慮について」をテーマに討議を行う。討議を始めるにあたり、本市の現状等について、事務局から説明をお願いする。</p> <p>《岡田 人権教育指導室長 説明》</p> <p>(資料15-1~3)</p> <p>・本市では、性的マイノリティを始めとするさまざまな人権課題について教職員の理解を深め、全ての人の人権が尊重されるよう人権教育を推進している。</p> <p>・資料1にあるように、文部科学省から性的マイノリティに関して、主に3つの通知等が出されている。その通知を学校に周知し、それに沿った対応をお願いしている。</p> <p>・平成26年、文部科学省によって性同一性障害に対する状況調査が実施され、平成27年4月、その調査に基づき児童生徒</p>



西山委員

に対するきめ細かな対応の実施に関する通知が出された。この通知に関し、委員会や学校から様々な質問が出され、平成28年に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施について」という教職員向けの文書が配布されている。資料15-3[資料1]に、その抜粋を掲載している。これに基づき、現在各学校で性的マイノリティを始めとする様々な悩みを持つ子どもたちへの対応を行っている。

・本市の取組については、資料15-2 2 ~ のとおりである。

・資料15-2 3のとおり、議会等では3つの質問があった。

・資料15-3 1にある文部科学省からの通知に対して、本市では、その下に掲げた取組を行っている。

学校の対応として難しいと思うことがいくつかある。様々な人がいて、自分は性的マイノリティだからそのような扱いをしてほしいと自ら申し出る人もいれば、性的マイノリティであることを隠していたい人もいると思われ、そういう隠していたい人にどう対応したらいいのか。また、多目的トイレを使うことでからかわれたり、いじめられたり、差別されたりするようなことが起き、何のために多目的トイレをつくったのかわからない状況もあると考えられる。それから、児童生徒にどうやって理解を浸透させるか、ということが一番大きな問題だと思う。この問題に関して、このような印象を持っているところである。

遠藤教育長

現在の熊本市での状況は、本人や保護者からの要望がある場合に対応しているということである。隠していたいという場合には、おそらく要望はなく、元々の体が男子であれば男子の扱いをし、女子であれば女子の扱いをしていると思う。もし、そのように扱われるのも嫌だが、知られたくないので、そのように扱ってほしいという個別の要望があれば、可能な限りの対応をすることになると思う。人によってニーズは違うので、それぞれに合わせて対応するという事だと思う。

泉委員

一番の問題点は、学校の教師や一般の方に、どれだけの人がセクシャルマイノリティなのかという認識が足りないことである。一番多いのはL（レズビアン・女性同性愛者）G（ゲイ・男性同性愛者）で、恐らく8%くらいいると言われている。小学校の高学年から中学生になると、レズ、ゲイ、両性愛者（B

	<p>isexual・バイセクシャル)、性的違和感を持っている人(Transgender・トランスジェンダー)といった性的指向を持つ子どもが、クラスに2～3名はいるだろうということを先生たちが認識していないことが問題だと思う。そういう子どもが目の前にいるという認識があれば、教えるときも言葉を選んで話すことができる。私は職業柄、カミングアウトされることがあり、言葉使いに気を付けているが、否定的な言葉使いなどで傷つけてしまう子どもたちがいることを先生たち一人一人が認識することが一番大事なことだと思う。</p>
<p>遠藤教育長</p>	<p>例えば、学校のどのような場面で気をつけるべきか。</p>
<p>泉委員</p>	<p>例えば、性教育を行う際に、先生が不用意に「オカマ」など、ホモセクシャル(同性愛)に対して否定的な表現をするようなことが挙げられる。少し前の話だが、そのような性的指向の子どもが、先生から「病院に行って治してもらってこい」と言われて、受診しに来たことがある。この問題は、今起きたのではなく、そのような方たちは以前から存在していたが、抱えている状況を言えずに非常に生きづらさを感じていた。まずそういう方々がいることを認識するというのが一番大事だと思う。そして、学校の先生方にそのような教育をしていくことが大事であると思う。</p>
<p>遠藤教育長</p>	<p>教員の言葉使い以外に、学校で行うべき、性的指向に関する対応はあるか。</p>
<p>泉委員</p>	<p>性的マイノリティであることが、いじめにつながりやすいため、そのような子どもがいる際に先生がどう対応したらいいかということテーマにした研修を行ったり、事例を聞いたりすることが必要であると思う。</p>
<p>遠藤教育長</p>	<p>誰が誰を好きだということは、男女に関わらずあることで、それだからかわれるということもあると思うが、それに加えて、子ども同士の間でも性的マイノリティは何か異質なものだという捉え方をされることがあり得るということか。</p>
<p>泉委員</p>	<p>実際にあり、LGBTの方たちは自殺率が高いという現実的な問題がある。生きにくい、自分たちは要らないと感じてしま</p>

森委員	<p>っているということをどう解消していくかという課題がある。</p> <p>先日テレビで、LGBTの方たちを特集した番組があった。そういう意識が小学生のころから芽生えたという方の話があり、誰にも言えない苦しさの中で、十何年間ずっと悩み続けて、やっと20代半ばぐらいになって親に初めてカミングアウトしたということだった。その話や泉委員の話などから、まず専門的なカウンセリングが受けられる相談窓口が必要だと思った。学校やスクールカウンセラーに相談に行くとなると、何故そこに行ったのか尋ねられることになりかねないため、敷居が低い相談窓口が必要だと思う。そして、学校で性的マイノリティ等に関する教育を行う中で、相談窓口があることを伝え、1人で悶々と悩む子どもたちに、何らかの手を差し伸べることが重要だと考える。</p> <p>また、今日の資料にある文科省の通知は、性同一性障害に対するものであり、LGBTに対するものではない。先生向けの研修会を実施する前に、実際のケースに対する対応例や失敗例など先生方の経験を収集し、それを持って具体的な研修内容や方法を考えるべきだと思った。</p>
遠藤教育長	<p>今のお話にあった相談窓口は、学校外にあった方がいいということか。</p>
森委員	<p>学校の敷地内ではなく、例えば教育センターなど、そこに行っても人の目を気にしなくて済むところがいいと思う。</p>
泉委員	<p>文科省がこのように通知を出した影響だと思うが、相談相手として先生を選ぶケースが増えている。子どもたちは、一般社会の人より先生のほうが理解してくれているという感覚を持っており、また、親には一番言いにくく、最後になることが多い。先生方が理解をしてくれているというのは本当にありがたいことで、GID(性同一性障害)の場合は、先生に勧められて、先生と一緒に受診するケースも増えてきている。但し、LGについては、小中学生という年齢では、まだ相談するという状況にはなっていないようである。</p>
遠藤教育長	<p>私たちは小学校から中学校の教育段階にある子どもを主な対象としているが、年齢が上がるほど、そういった悩みは多くな</p>

泉委員	<p>るのか。</p> <p>性同一性障害の場合は、物心ついたときから違和感を持っていると言われることが多く、中には幼稚園や小学生ぐらいで違和感を持つことがあるので、小中学校というのは、性同一性の問題が一番出てくる時期だと思う。L Gの場合は、義務教育の間は、本人たちがまだカミングアウトする必要性を感じないので、もう少し年齢が上がってからになると思う。但し、L Gについては、先生たちが持つ認識に問題がある場合があると思う。</p>
西山委員	<p>これまでの議論から、この問題には2つの側面があると思う。1つはカミングアウトした子どもたちの要望に対して、多目的トイレをつくるなど具体的に学校としてどう対応するかということ。もう一つは、心のケアであり、カミングアウトせず、1人で悩んでいる子どもたちの心のケアについて、学校でどのように対応するのかということである。私は、心のケアの問題のほうが大きいような気がしており、先ほどのお話では、まず教員の理解が必要であり、それから、相談できる場所が必要であるということであったが、子どもたちの理解も大事だと思う。先生方には研修という手段があるが、子どもの理解のためにはどうすればいいのか考えるところである。</p>
小屋松委員	<p>昨年、行政視察で沖縄県に行き、このことをテーマに話した際、ある先生が、クラスに1～2人は性的マイノリティの子どもがいるが、地域の理解や先生の認識の違いなど、まだまだたくさん課題があるとおっしゃっていた。</p> <p>私自身は、この性的マイノリティについて、真正面から捉えたことはなく、今回、この自由討議にあたり、自分の捉え方について考えてみた。その時に出てきたのが、「普通」という言葉であった。自分は普通だ、そして、性的マイノリティの方は違うという、普通か普通でないかという基準で捉えている自分に気付き、このような考え方ではいけないと思った。そして、スタートラインとして、少数派の方について、まず認識を持たなければならないと思った。しかし、自分の世代では、頭で理解はしても、実際の対応は非常に難しいと思われ、また、先生方についても、理解は進んできたと思われるが、果たして何割の方が敏感に反応してケアしているのかわからないところもあり、とにかく研修が必要だと感じている。</p>

	<p>また、性的マイノリティであることが、自殺などの原因の一つになるのであれば、先生がカミングアウトしない子についてもケアができるよう、一人一人を見ていくことが重要であると思った。</p>
出川委員	<p>私は、地道に人権教育や道徳教育等の中で、子どもたちに多様性について学んでもらうことが必要ではないかと思う。</p> <p>また、多目的トイレが学校に設置されているという説明があったが、そうした環境づくりを行い、配慮するのが当たり前だということを子どもたちに肌で感じてもらうことも必要だと思う。更に、保護者に対しても、先ほど説明の中にあった先生方が受けられたような講演が一般向けにあるならば、それについてチラシ等で情報提供を行い、行けなくても、家庭の中で関心を持ち、話をする環境が作れるようではどうか。そのような環境づくりの中で、少しずつ性的マイノリティの方たちが生きやすい環境をつくっていくことができないかと思う。</p>
小屋松委員	<p>十何年前だと思うが、「金八先生」で性的マイノリティが取り上げられていた。あの頃は、非常に特殊だと思っていたが、最近ではカミングアウトも増えてきて、コメンテーターなどが、そのことについてコメントしているのを見かけることも多くなった。</p> <p>また、熊日新聞でも連載で性的マイノリティについて書いてあるコラムがあり、性的マイノリティの方の存在について認識がゆっくりと広がっている気がする。その広がりがもっと早くなれば良いと思う。</p>
出川委員	<p>先程、相談窓口の話があったことに関連して、学校以外で、子どもが直接相談できる様々な窓口があり、その相談窓口についてまとめたチラシを子どもが家にもらってくることもある。性的マイノリティの相談窓口が設けられるならば、そのチラシに、いじめや虐待などだけではなく、性的マイノリティという言葉を加え、そのことも相談していいとわかるようにしてはどうか。子ども自身が相談し、大人から様々なアドバイスをもらえるよう、また既存の相談窓口も連携して支えていけるようになれば良いと思う。</p>
泉委員	<p>LGBTについては、多様性を意味するレインボーフラッグ</p>

	<p>が旗印となっている。私のクリニックの受付などにも置いているが、そのことがLGBTについて相談していいというサインになっている。そのように、印で相談窓口について知らせることもできる。</p>
森委員	<p>先程、泉委員から保護者には打ち明けにくいという話があったが、保護者に打ち明ける人もいる。すると、保護者のほうが、子どもが異常なのではないかとパニックになり、次に親と子どもに精神的な葛藤が起こることになる。そのことを考えると、PTAの研修というのは重要である。現在、市のPTA協議会やブロックごとで、研修会を行っており、そこでもこの問題を取り上げて啓発をすることをお願いする必要があると思う。</p> <p>また、沖縄県に行政視察に行った際、那覇市が性の多様性の尊重に市として取り組まれており、市役所には、那覇市がこの問題に取り組んでいることを示す横断幕などが掲げられていた。それでも市民の方々には様々な考え方があり、偏見を持っている人もいる、具体的には、ある議員の発言のように、LGの場合は子どもが産めず非生産的で、それでは正常な家庭が維持できないという考え方も根強いということだった。しかし、全ての人の考えは変わらないまでも、行政が正面からそういう問題に取り組んでいることを掲げることが、市民に対する啓発になり、市の雰囲気を変えていくきっかけになると、那覇市役所で非常に強く感じた。人の気持ちを簡単に変えることはできないが、そのような問題に対する行政の姿勢は、非常に重要だと思った。</p>
遠藤教育長	<p>熊本市も今、提出書類の性別欄をなくすなどの取組を始めており、市全体として取り組んでいくところである。学校での対応については、進んだ取組を行っているところを見習うことも一つの方法と思われる。</p>
泉委員	<p>熊本は結構進んでいるほうではないかと思う。</p>
遠藤教育長	<p>那覇もようやく名簿を混合で使い始めたという話だった。</p>
泉委員	<p>熊本市には、非常に熱心に取り組まれている方もある。</p>
遠藤教育長	<p>この自由討議の場で、専門家から話を聞き、討議を行うのも</p>

小屋松委員	<p>いいと思われる。</p> <p>今回、このことがテーマとなったことで、自分自身の考え方が少し変わったことは大きな収穫であった。少数である方々のことを考えるためには、このように、みんなが気付いていくためのきっかけづくりをどんどんやっていかなければならないと思う。</p>
遠藤教育長	<p>この問題は、世代間での認識の違いもあると思われる。</p> <p>ところで、学校で「さん」づけで呼ぶことについてはどうか。LGBTなどの話は別としても、よそよそしいように思われる。先生が子どもに「さん」と付けるのはあり得るとしても、子ども同士でも、「君」や「ちゃん」ではなく、「さん」にしましょうとする必要はあるのか。あだ名をつけられて、いじめの原因にならないように「さん」付けにするなど、理由は他にも考えられるが、そう決めてしまうのは、難しいことと思われる。</p>
出川委員	<p>私は、学校の参観日などで、先生が、下の名前に「さん」を付けられて呼ばれているのを聞いて、とても良い感じを受けている。みんなに同じ距離感で、丁寧に先生が対応されていると感じ、良いと思う。</p>
泉委員	<p>「男の子」と「女の子」だけがいるのではなく、男らしい女もいるし、女らしい男もいるという、そこは非常につながっているという感覚、女性と男性だけではないというイメージが大事なのではないか。</p>
遠藤教育長	<p>「男」と「女」がいるという認識は、生まれたときから自分が成長していく過程で、教えられたりして身に着けていく観念なのか。世の中で一般的に2つに分かれているから、自然にそう思い込むということか。</p>
泉委員	<p>そうである。どちらかに分けなければならないと思い込んでしまう。しかし、自分自身のことを考えてみても、自分の中に男っぽいところもあるし、100%女性かと言われるとどうかと考えるところもあり、そのように人を2つに分ける必要があるのかという感覚が大事だと思う。</p>

森委員	子ども服を買うときも、親は自然に子どもの性で、男の子の服、女の子の服を選び、小さいころからそれを着せられている。七五三の服は、男の子と女の子で全然違う。
遠藤教育長	確かに和服は明らかに男女で違い、子どもの頃から、どういう服を着るかというところから男女に分けられている。
出川委員	学校の校則は、男女で分けてあるのか。「長い髪の毛は結ぶ」ということなどは、男女で統一していいのではないか。制服や標準服についても、男女どちらを着てもいいと思われ、学校では、校則が「男」「女」を分けているように思う。
遠藤教育長	資料にある対応は、男女に分かれていることを前提とし、自分の戸籍上の性別ではないことをしてもいいという扱いだけれども、そもそも分ける必要があるのかという考え方も確かにある。
森委員	中学校の制服も、セーラー服や詰襟など、最初からはっきり線引きされている。
遠藤教育長	新しい学校では、男女どちらでも使えるような制服にしているところもあり、気にせず着ることができるならばいいと思う。
西山委員	先程の名前の呼び方について、LGBTに関係なく、男子と女子とで呼び方変えるのは、学生からの受けが悪い。私は以前、男子は呼び捨てにして、女子は「さん」付けで呼んだことがあるが、とても不評だった。そこで、あるとき全員呼び捨てにしたら、男子からはすごく受けが良かったが、女子学生からはまいちの反応だった。結局、全員「さん」づけにするようにした。出川委員のお話のように、同じように呼ぶと公平感がある。男女で分けて呼び方を変えるのはよくない、というのが私の経験である。
森委員	学校のトイレも、基本的に男女で違う。男子トイレには小便器があり、大便するときには使うところが違うので、そこを使うだけでからかわれるとあって、学校ではせずに便秘や体調を崩すという話がある。そのことに配慮して、男子も女子も同じ扉つきの個室式のトイレにしている学校があるという話も聞



遠藤教育長

く。トイレや制服などのように、当たり前と思っていることが、実は男女の線引きからできていたということがあるので、そこも含めてどういう学校にするのかということをもっと頭を柔らかくして考えてもいいと思う。

髪型についても、男の子ならこういう髪型、女の子ならこういう髪型というよりは、短くするならこのように、長くするならこのように、と男女の区別なく誰にでも同じように言うべきかもしれない。そのように、当たり前だと思っているところを見直すというのは難しいが、言われてみるとなるほどと感じる。これからもまた時代の変化や社会的な考え方の変化もあって、今は当たり前だということが非常識になる時代が来ると思う。学校もそれに合わせて見直を行っていく必要がある。

〔非公開の審議〕

日程第3

- ・議第1号 平成30年度熊本市一般会計及び特別会計(奨学金貸付事業会計)2月補正予算について

《上村 教育政策課長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

- ・議第2号 平成31年度熊本市一般会計及び特別会計(奨学金貸付事業会計)当初予算について

《各課長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

- ・議第3号 熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見について

	《上村 教育政策課長 提出理由説明》
	〔採決〕 【原案どおり承認された】
・議第4号 熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について	
	《上村 教育政策課長 提出理由説明》
	〔採決〕 【原案どおり承認された】
・議第5号 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について	
	《上村 教育政策課長 提出理由説明》
	〔採決〕 【原案どおり承認された】
・議第7号 熊本市学校給食費条例の制定について	
	《森田 健康教育課長 提出理由説明》
	〔採決〕 【原案どおり承認された】
〔閉会〕 遠藤教育長	本日の日程は全て終了したので、平成31年1月の定例教育委員会会議を閉会する。